



JRI news release

わが国の金融・証券税制の将来像

- 日本型二元的所得税の導入に向けた課題 -

2002年 9月4日

日本総合研究所 調査部
経済・社会政策研究センター

<http://www.jri.co.jp/>

本レポートに関するご照会は、下記宛にお願い致します。

調査部 経済・社会政策研究センター 湯元
(tel: 03-3288-4737 e-mail: yumoto.kenji@jri.co.jp)
経済・社会政策研究センター 三上
(tel: 03-3288-5132 e-mail: mikami.toshio@jri.co.jp)

要旨

- わが国における現行の金融・証券税制は、所得分類の多さや商品ごとに税率・諸控除・徴税方法が異なる、等の点で極めて複雑である、その結果として、金融商品間の課税の中立性が損なわれている、所得の正確な捕捉体制の面でも不十分である、等の点で多くの問題を抱えており、抜本的な見直しが必要である。
- 他方、「貯蓄優遇から投資優遇へ」のスローガンの下、証券市場活性化の手段として税制を最大限活用すべきとの要請も強まっており、昨年の税制改正では、上場株式等に対する各種税制優遇措置が講じられたところである。しかし、制度自体が一段と複雑になったこと、上場株式等に比重を置いた措置であること、損失繰越期間が3年と諸外国に比べて短いこと等の点は、さらに改善を要すると判断される。
- 具体的には、当面のインセンティブ税制強化策として、以下の5点が必要。
 - (1) 現行の投資優遇措置の対象を、上場株式等だけでなく株式先物オプション、株式投資信託に拡大し、これらの金融商品間の損益通算、損失繰越控除を認める
 - (2) 購入額1,000万円まで非課税措置を1年間延長(2003年末までの購入分に適用)
 - (3) 配当課税における申告不要制度の適用対象を拡充
 - (4) 損失繰越控除期間の延長(3年→5年)
 - (5) 現行エンジェル税制の拡充および新たな投資税額控除の導入を検討
- もっとも、投資優遇措置の拡充・強化によって、直ちに証券市場が活性化する訳ではないことには留意が必要。証券市場活性化の主役は、あくまでも企業の収益力・経営の透明性向上に向けた努力であり、金融税制は脇役に過ぎない。税制は、株価に影響を及す一因ではあるが、過去の実証分析結果では、税制変更の金融資産選択への影響は不明確。
- 5年以上先を展望した中期的な金融・証券税制のあるべき姿として、金融商品間の中立性確保、税制の簡素化等の観点に加えて、個人のリスク・テイク促進を目的とした「日本型二元的所得税」(注)の導入は十分検討に値する。
(注)90年代の北欧諸国で導入された経緯がある。
- 具体的には、利子・配当・キャピタルゲイン等の金融所得を一括して比例税率(一律20%)で分離課税する、金融所得間での全面的な損益通算、および無制限の損失繰越を容認する、金融所得間で損益通算が必要な場合は申告分離課税、そうでない場合は、現行の源泉分離課税で納税手続きが完了する仕組みとする。なお、二元的所得課税導入後は、現行優遇税制は、原則廃止し、名実ともに簡素な税体系を目指す。
- 「日本型二元的所得税」を実際に導入するに当たっては、納税者番号制度の導入等、所得捕捉の強化、非公開オーナー企業の所得の取り扱い(勤労所得と金融所得の分類の仕方)、不動産譲渡益課税をどう位置付けるか等、実務的な課題が残されており、十分な検討を要する。
- 1,400兆円の個人金融資産の大半を高齢世代が保有している現状から判断すると、税制で個人に株式の直接保有を促すことは、決して容易でない。日米両国の株式の保有状況をみると、直接的な株式保有は、日米とも高所得階層に偏っている。米国では、中堅所得層の投資信託等を通じた間接的な株式保有形態が拡大している他、401(k)プラン、IRA等の確定拠出型年金の成長が資本市場の活性化に大きな役割を果たしている。
- 以上の点を勘案すると、わが国の資本市場活性化のためには、当面、株式投資信託について損益通算も含めた「株式並み課税」を実現するとともに、現行の確定拠出型年金制度を、対象者、金額共に米国並みのレベルに拡充することが必要。

金融・証券税制改革の基本スタンス

(金融・証券税制論議の前提)

- 何を課税対象とするか(課税ベースの選択)によって、金融資産に対する課税方法は異なりうる。
- 課税ベースの基本理論として、包括的所得税論(一定期間内に発生した所得を課税対象)、支出税論(一定期間内に発生した支出を課税対象)、最適課税論(所得種類毎に差別課税)がある。
- 包括的所得税論および最適課税論の立場では、原則として金融資産からの所得に対して課税されるが、支出税論では、金融資産からの所得には課税されない。
- 包括的所得税論では、金融資産からの所得は、他の所得と合算し総合課税することを原則としているが、最適課税論では、金融資産からの所得に対する税率は、勤労所得等と異なってもよく、また、金融資産毎に異なる税率が適用可能。
- わが国の税制は、包括的所得税論の立場に基づき、総合課税への移行を目標としてきた。なかでも、金融所得は、捕捉体制の問題から、総合課税を基本に一部は分離課税を認めることが現実的としてきた。

(税制改革の必要性)

- 現行の金融・証券税制は、金融商品間の課税の中立性、所得の正確な捕捉、あるいは制度の簡素さ、等の点で問題を抱えており、見直しが必要。

(税制改革に対する当社の考え方)

- 金融・証券税制に過度な役割を期待するのは禁物。資本市場活性化だけを目的として税制改革を行うべきではないし、税制改革を行えば、直ちに資本市場が活性化するわけではない。

(当社の考える望ましい税制とは)

- 前述の問題点、すなわち金融商品間の課税の中立性確保、所得の正確な捕捉、制度の簡素化の実現を目的とし、かつ証券市場活性化の要請にも一定の配慮をした税制を構築すべき。

(税制改革のスケジュール)

- 現下の状況を踏まえた税制(当面の税制)と、あるべき税制(中長期的な税制)を峻別する必要。

現行金融・証券税制の問題点

- 複雑な所得分類(利子所得、収益の分配、配当所得、譲渡所得、雑所得、一時所得)
- 複数の税率(配当課税では、総合課税を原則としつつも、源泉分離(35%)、申告不要制度(20%)が存在)
- 商品ごとに異なる徴税方法(源泉、申告、分離、総合)
- 優遇措置に関する新規採用・存廃基準が曖昧(例えば、株式関連の時限措置を新設、マル優は段階的廃止、生・損保控除は存続)
- 限定された損益通算・損失繰越制度(株式と株式関連デリバティブの間の損益通算は不可、翌年度以降の損失繰越不可)
- 金融資産間の課税の中立性、課税の公正性(適正な税負担、金融所得の正確な捕捉)

個人の金融商品税制

商品名	利益の内訳	課税方法	所得区分
株式	売却益	申告分離(譲渡益26%を課税)と源泉分離(譲渡代金の1.05%を課税)の選択	譲渡所得等
	配当	配当額、持ち株比率などに応じ、申告不要制度(20%源泉徴収) 源泉分離(35%源泉徴収) 総合課税	配当所得
投資信託 (公募契約型)	解約益・分配金	20%源泉分離	利子または配当所得
ETF (株価指数連動型上場投資信託)	売却益	申告分離(譲渡益26%を課税)と源泉分離(譲渡代金の1.05%を課税)の選択	譲渡所得等
	分配益	20%源泉徴収後、総合課税(配当額に応じ申告不要制度あり)	配当所得
株価指数先物	決済差益	総合課税	雑所得
利付債	利子	20%源泉分離	利子所得
	売却益	非課税(損失控除できず)	譲渡所得
	償還益	総合課税	雑所得
割引債	償還益	発行時に18%源泉分離	雑所得
利付外債	利子	20%の源泉分離(みなし外国税額控除適用の場合あり)	利子所得
	売却益	非課税(損失控除できず)	譲渡所得
	償還益	総合課税	雑所得
	為替差益	総合課税(償還時のみ)	雑所得
預貯金	利子	20%源泉分離	利子所得
外貨預金	利子	20%源泉分離	利子所得
	為替差益	為替予約あり→20%源泉分離 為替予約なし→総合課税	雑所得
保険	満期保険金 (保険金 - 掛金)	総合課税	一時所得

(注)株式の売却益の課税は2003年から源泉分離がなくなり、申告分離の税率は20%となる。(1年超の長期保有に限り2005年までは10%)

(出所)金融税制に関する研究会資料に一部加筆

現行の金融商品に対する税制優遇措置

- 老人等の少額貯蓄非課税制度(マル優、元本350万円上限)
- 老人等の少額公債非課税制度(特別マル優、額面350万円上限)
- 老人等の郵便貯金非課税制度(元本350万円上限)
- 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等非課税制度(元本550万円上限)
- 勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等非課税制度(財形住宅と併せて元本550万円上限、生損保等は385万円)
- 株式譲渡益関連(暫定税率10%の適用、100万円特別控除、取得対価の額1,000万円までの譲渡益非課税)
- 生命保険料控除(一般、年金、各所得税最高5万円、住民税最高3万5千円)
- 損害保険料控除(保険期間10年以上の積立型損害保険は所得税最高1万5千円、住民税最高1万円、それ以外は所得税最高3千円、住民税最高2千円)
- 住宅ローン控除(借入金額の1%税額控除、年間50万円上限、10年間)
- 確定拠出型年金(企業型、個人型)

金融関連の租税特別措置による減収額(2001年度)

億円

区分	減収額
老人等の少額預金の利子の非課税等 (うち郵貯集中満期分)	6,010 (4,880)
(うち勤労者財産形成住宅・年金貯蓄の利子の非課税)	(60)
配当所得の課税の特例	90
生命保険料控除	2,650
損害保険料控除	170
住宅借入金等を有する場合の特別税額控除	5,870
長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度	910
合計	15,700

(資料) 政府税制調査会資料

主要国の利子・配当・譲渡益に係る税制

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
利子課税	課税方式	源泉分離課税(20%)	総合課税(15~38.6%+地方税)	総合課税(10、20、40%)	総合課税(20.0~48.5%+連帯付加税)	総合課税または源泉分離課税
	源泉徴収	あり	なし(納税者番号を申告しなかった場合31%で源泉徴収)	あり(税率20%)	あり(税率30%)	源泉分離課税の場合(税率25%)
配当課税	課税方式	原則総合課税(源泉分離選択課税、申告不要制度あり)	総合課税(15~38.6%+地方税)	総合課税(10、32.5%)	総合課税(20.0~48.5%+連帯付加税)	総合課税(8.25~53.25%)
	源泉徴収	あり(税率20%、35%)	なし(納税者番号を申告しなかった場合31%で源泉徴収)	なし	あり(税率25%)	なし
株式譲渡益課税	課税方式	2003年より申告分離に一本化(現行申告分離と源泉分離の選択制) 申告分離(譲渡益に対して26%、2003年より20%) 源泉分離(譲渡代金に対して1.05%、2002年で廃止)	原則として総合課税 長期(1年超):10%(5年超保有は8%)、 20%+地方税(ニューヨーク市では合わせて28%程度) 短期:15~38.6%+地方税	総合課税(10、20、40%)	原則非課税 投機売買等は総合課税(20.0~48.5%+連帯付加税)	申告分離課税(26%、うち10%は付加税)
	損失の繰越	なし(2003年より3年間可能)	無期限に可能	無期限に可能	非課税分は不可(課税分は可)	5年間に限り可能
貯蓄等に係る特例	損失の繰越	○非課税貯蓄制度 対象:預貯金、貸付信託、公社債、一定の証券投資信託 措置:利子非課税 預入限度:預貯金、貸付信託、公社債、一定の証券投資信託(元本350万円) 国債および公募地方債(額面350万円) 郵便貯金(元本350万円) ○株式 長期保有の場合、キャピタルゲインから100万円を限度に特別控除される等。	なし ただし、IRA、確定拠出型年金への拠出金に対する所得控除、運用益非課税等の制度あり	○個人貯蓄勘定 対象:預金、生命保険、株式 措置:勘定の利子、配当、キャピタルゲインは非課税 拠出限度:年7,000ポンド	○貯蓄控除制度 対象:預金、株式等 措置:利子、配当に対する所得控除 限度:年3,000マルク(夫婦合算の場合6,000マルク)	○非課税貯蓄制度 対象:貯蓄金庫の一定の預金等 措置:利子非課税 預入限度:総額10万フラン(貯蓄金庫) ○株式貯蓄プラン 対象:株式 措置:一定の運用口座のキャピタルゲインに対する税率の軽減 拠出限度:総額60万フラン
	損失の繰越	なし(2003年より3年間可能)	無期限に可能	無期限に可能	非課税分は不可(課税分は可)	5年間に限り可能

(資料)政府税制調査会、金融庁

株式譲渡益、株式関連デリバティブに対する課税の国際比較

- ・米国を除き損益通算は、原則、株式譲渡益の範囲内で可能。
- ・損失繰越期間は、フランス(5年)、ドイツ(原則不可)を除き、無期限に可能。
- ・わが国以外での株式関連デリバティブへの課税は、キャピタルゲイン、ロスとして処理。

キャピタルゲイン課税

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
課税形態・税率	申告分離と源泉分離の選択制 申告分離...譲渡益に26%の税率で課税 源泉分離...譲渡代金に1.05%の率で課税	総合課税 (10 ~ 38.6% + 地方税)	総合課税 (10%、20%、40%の3段階)	申告分離課税 (26%)	原則非課税 (投機売買(保有期間12ヶ月以下の株式)により生じたもの等については総合課税(20.0 ~ 48.5% + 連帯付加税))
・優遇措置 (非課税枠・長期優遇)	長期(1年超)保有の場合、キャピタルゲインから100万円を限度に特別控除される。	長期(1年超)保有の場合、キャピタルゲインを他の所得に上積みした場合の限界税率(20%、通常税率が15%の場合は10%。)	年間7500ポンドまで譲渡益非課税 保有期間3年以上の場合、軽減措置あり	年間譲渡総額7650ユーロ以下まで免税。	原則非課税(投機売買については、1暦年512ユーロ未満は免税)
・損失と他の所得との通算	-	年間3,000ドルを限度に可能	-	-	原則不可 (投機売買によるキャピタル・ロスは、その年の投機売買による所得からのみ控除可)
・損失の繰越し	-	無期限に可能	無期限に可能	5年間可能	原則不可 (大口取引、営業用資産としての譲渡の場合に限り無期限に可)

株式関連デリバティブ

日本	米国	英国	その他EU
<u>個別の取引毎の税務当局の解釈にゆだねられているのが実情。</u>この場合、他の所得と合算した上で総合課税。 ただし、雑所得の損失は他の所得から控除できない。 先物取引、オプション取引の所得は<u>原則雑所得課税。</u>	上場取引や上場オプションは時価評価され、評価損益・譲渡損益は<u>キャピタルゲイン・ロスとして取り扱われる。</u> 非上場オプションの場合、売買等による損益は、原資産の性格に合わせて、通常所得又はキャピタルゲインに分類される。	デリバティブによる所得は通常は<u>キャピタルゲインとして取り扱われる。</u>時価評価はされない。	フランス (1) 習慣的に取引を行う場合は<u>キャピタルゲイン課税。</u> (2) 習慣的に取引を行わない場合は非商業所得として総合課税。 ドイツ 先物・オプション、スワップは<u>非課税。</u>

(出所) 政府税制調査会、金融庁資料を基に作成

株式譲渡損失と他の所得との損益通算の国際比較

・諸外国では、株式譲渡損失と他の所得との損益通算に、何らかの制約が課されているケースが多い。

	日本		アメリカ		イギリス		スウェーデン		フィンランド	
	課税方式	譲渡損失の損益通算	課税方式	譲渡損失の損益通算	課税方式	譲渡損失の損益通算	課税方式	譲渡損失の損益通算	課税方式	譲渡損失の損益通算
株式譲渡益	申告分離課税	○	総合課税	○	総合課税	○	分離課税	○	分離課税	○
利子	源泉分離課税	×		}		×		}	源泉分離課税	×
配当	総合課税	×		}		×		(注3)	分離課税	×
事業		×		}		×		}		×
給与		×		}		×	総合課税	(注4) ×	総合課税	×

(出所) 政府税制調査会資料

- (注) 1 土地の譲渡損失を含めて3,000ドル(約37万円)を限度に部分的に可。
 2 ドイツ、フランスにおいても、株式の譲渡損失と一般の所得(利子・配当含む)との損益通算は認められていない。
 3 株式等の有価証券の譲渡損失は、有価証券の譲渡益から控除し、控除しきれない部分は、その70%を他の資産性所得から控除できる。
 4 資産性所得の合計が負の場合、10万クローネ(約120万円)までの部分はその30%を、10万クローネ超の部分はその21%を、勤労性所得に係る税額から税額控除できる。

金融・証券税制に対する誤解

(金融・証券税制に対する誤解)

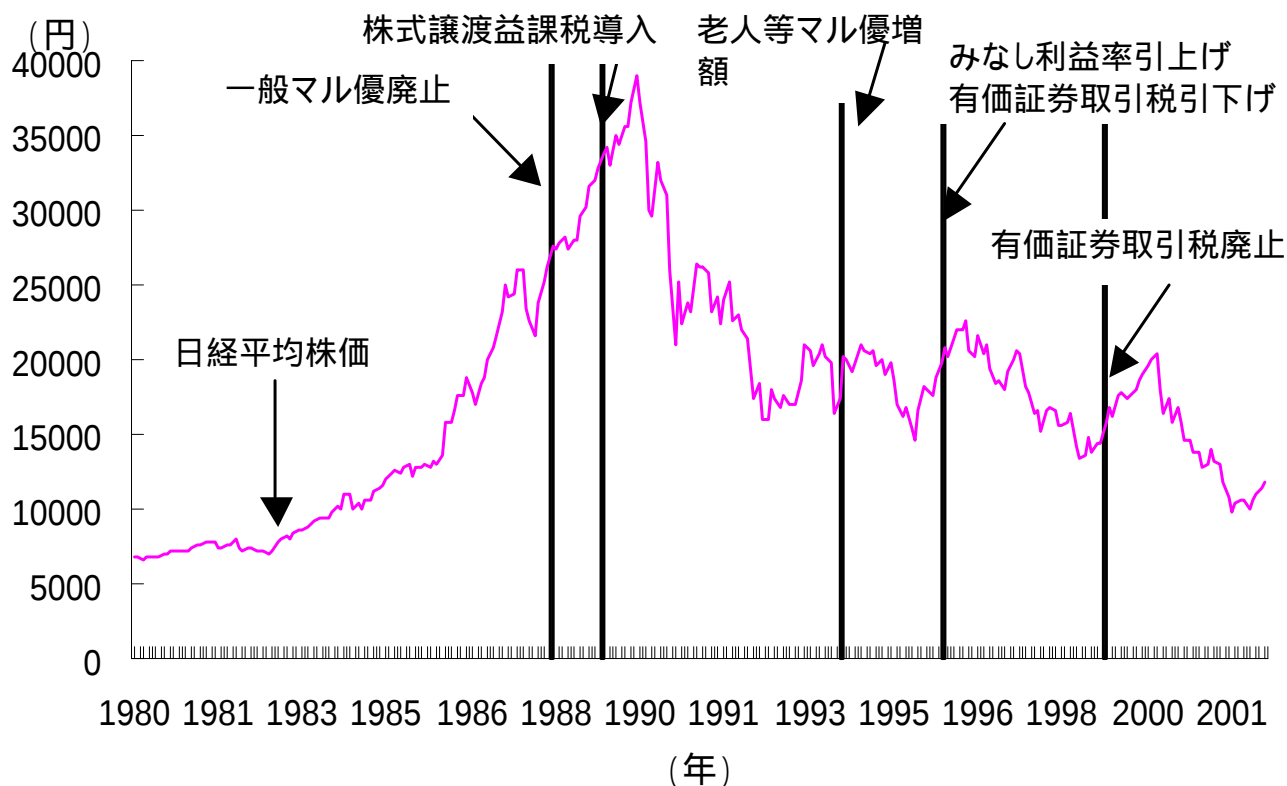
- わが国では、株式に比べ預貯金が税制上優遇されてきたため、預貯金のシェアが高い。
- 間接金融主体のわが国の金融システムを是正するためには、上場株式に対して思い切った優遇策を講ずべき(例えば、「貯蓄優遇から投資優遇へ」のスローガン)。
- 証券関連の税制優遇措置は、時限的措置でなく恒久化すべきである。
- 申告分離課税は手続きが煩雑なため、みなし課税と併用の従来の制度に戻すべき。
- あらゆる金融商品に対する税率を同一にすれば、金融資産選択に中立的な税制となる。
- 間接金融中心の金融システムでは、リスク・マネーが供給できない。

(資本市場活性化論議の問題点および疑念)

- 現状の資本市場活性化論議は、株価対策の側面と金融システム改革の側面が混在。このため、株式市況が低迷する限り、株価対策としてさらなる税制優遇措置を求める声が高まる懸念。
- 昨年の株式関連税制の見直しは、株価対策に重点が置かれ、課税の中立性、公正性の観点から問題。
- 現行の時限的な証券優遇税制は、主として上場株式を優遇しており、債券、CP、未公開株式、投資信託、等の商品との整合性を欠く。
- リスク・テイクを促進する施策が必ずしも十分ではない(勤労者の資産形成を支援する制度が不十分、株式投資信託が対象となっていない、株式譲渡所得の損失繰越期間が3年間と短い、等)。
- そもそも、中立性を害してまで、税制によって金融資産選好を変えることが望ましいのか、また、変えることが可能なのか？

税制の金融資産選択への影響

- 株式関連税率の引き下げは、理論的には、他が一定であれば株価上昇の一因となる。
- もっとも、税制によってのみ資本市場の活性化を図るのは限界があり、また、その効果も一度限り。
- 持続的な株価上昇には、企業収益向上による企業価値の向上が不可欠。
- 過去の実証分析によれば、税制改革による金融資産選択への影響は必ずしも明確ではない。
- 89年度の譲渡益課税の導入は、株価には有意な影響を与えていないが、取引量は有意に減少している。米沢(1990)
- 88年度の一般マル優廃止による高齢世帯、高所得世帯への影響は、高齢世帯では見られるが、高所得世帯では観察できない。岩本等(1995)



(資料) 日本銀行資料等より日本総研作成

利子・配当・譲渡益課税等の推移

- ・譲渡益課税は、1953年から89年まで非課税であり、利子に対する非課税措置を除けば必ずしも「貯蓄優遇」とはいえない。
- ・88年の旧マル優廃止によって、利子に対する非課税措置は大幅に縮小。

年次	利子所得				配当所得				株式譲渡益		有価証券取引税
	課税方式	源泉徴収税率	源泉分離選択税率	非課税限度額	課税方式	源泉徴収税率	源泉分離選択税率	配当控除(注)1	課税方式	税率	
1947	総合課税	2.0%	6.0%	国民貯蓄 3万円 郵便貯蓄 3万円	総合課税	2.0%			総合課税		
1948											
1949											
1950											
1951											
1952			5.0%								
1953	源泉分離	1.0%		国民貯蓄 10万円 郵便貯蓄 10万円		2.0%					
1954		長期のみ 5%				1.5%			原則非課税		0.15%
1955	非課税			郵便貯蓄 20万円		1.0%					
1956											
1957	長期・非課税 短期・源泉分離 (1年未満)	短期 1.0%		57.4 円貯蓄 20万円 57.12 円貯蓄 30万円 郵便貯蓄 30万円			2.0% (1.0)				
1958											
1959	源泉分離	1.0%									
1960											
1961											
1962				郵便貯蓄 50万円							
1963		5%		少額貯蓄非課税制度(創設・1種類1店舗) 50万円		5%					
1964											
1965		1.0%		少額貯蓄 100万円 郵便貯蓄 100万円	1銘柄年50万円未満の配当	1.0%	1.5%				
1966					源泉分離選択						
1967		1.5%		(多種類多店舗)	1銘柄年5万円以下の配当 申告不要	1.5%	2.0%				
1968				少額公債利子非課税制度(創設)							
1969				50万円							
1970											
1971	定期預金等・源泉分離選択要求払い預金等・申告不要		2.0%	71.4 円貯蓄 150万円 少額公債 100万円 郵便貯蓄 150万円 財形貯蓄(創設) 100万円				12.5% (6.25)			
1972											
1973			2.5%	73.12 円貯蓄 300万円 郵便貯蓄 300万円 少額公債 300万円 財形貯蓄 500万円	1銘柄年10万円以下の配当 申告不要						
1974											
1975			3.0%				3.0%				
1976											
1977		2.0%	3.5%			2.0%	3.5%				
1978											

年次	利子所得				配当所得				株式譲渡益		有価証券取引税
	課税方式	源泉徴収税率	源泉分離選択税率	非課税限度額	課税方式	源泉徴収税率	源泉分離選択税率	配当控除(注)1	課税方式	税率	
1981											0.55%
1987											
1988	源泉分離一本化		2.0%	マル優 300万円 特別マル優 300万円 郵便貯蓄 300万円					申告分離源泉分離	2.6% 売却額の1%	0.30%
1989											
1990											
1994				マル優 350万円 特別マル優 350万円 郵便貯蓄 350万円 財形貯蓄 550万円						2.6% 売却額の1.05%	0.21%
1996											
1997											
1998											0.10%
1999											
2003				高齢者は段階的に廃止 2006年廃止					申告分離一本化	2.0% (1.0%)(注)2	廃止

(資料) 岩本等1995、国税庁資料等より作成
(注)1. 配当控除欄の()内は、課税所得1,000万円超の部分の配当控除率。
2. 2003年から2005年までの間の長期保有に係る特例措置。

利子・配当所得の実効税率の推計

- ・金融商品の表面的な税率を比較して税負担の軽重を論じるのは十分ではなく、税制優遇措置、控除の有無、あるいは総合課税分の負担等を考慮した実質税負担率（以下実効税率）に基づき検討すべき。
- ・利子・配当所得間の実効税率（税収額 / 所得額）の格差は、2000年時点で約10ポイント¹（配当所得が利子所得を上回る）。
- ・88年度の旧マル優廃止によって利子・配当所得間の実効税率の格差は、大幅に縮小（87年度約22ポイント→89年度約13ポイント²）。
- ・近年では、所得税率引き下げ等により配当所得の実効税率が低下。

利子所得の実効税率

	年	総合課税				源泉分離課税				マル優非課税分				計			格差(ポイント) (B) - (A)
		所得シフト	実効税率			所得シフト	実効税率			所得シフト	実効税率			実効税率			
			国税	地方税	合計		国税	地方税	合計		国税	地方税	合計	国税	地方税	合計(A)	
岩本等(1995)推計	87	0.24%	29.31%	13.29%	42.59%	21.81%	22.49%	0.00%	22.49%	77.95%	0.00%	0.00%	0.00%	4.98%	0.03%	5.01%	22.30%
↓	89	0.05%	31.23%	13.47%	44.70%		14.79%	4.93%	19.71%	33.23%	0.00%	0.00%	0.00%	9.35%	3.10%	12.45%	13.06%
↓	92	0.04%	27.35%	12.30%	39.65%		14.54%	4.85%	19.39%	19.85%	0.00%	0.00%	0.00%	11.19%	3.72%	14.91%	12.32%
当社推計	97	0.14%	25.96%	11.86%	37.82%	71.19%	14.75%	4.92%	19.67%	28.67%	0.00%	0.00%	0.00%	10.54%	3.52%	14.05%	11.96%
↓	98	0.13%	25.55%	12.34%	37.89%	72.95%	14.96%	4.99%	19.94%	26.91%	0.00%	0.00%	0.00%	10.94%	3.65%	14.60%	11.39%
↓	99	0.14%	23.44%	10.75%	34.19%	71.80%	14.94%	4.98%	19.92%	28.06%	0.00%	0.00%	0.00%	10.76%	3.59%	14.35%	14.87%
↓	2000	0.04%	24.00%	10.74%	34.75%	69.83%	14.97%	4.99%	19.96%	30.13%	0.00%	0.00%	0.00%	10.46%	3.49%	13.95%	10.29%

株式配当所得の実効税率

	年	総合課税				源泉分離選択課税				源泉分離課税				計		
		所得シフト		実効税率		所得シフト		実効税率		所得シフト		実効税率		実効税率		
		国税	地方税	合計	国税	地方税	合計	国税	地方税	合計	国税	地方税	合計	国税	地方税	合計(B)
岩本等推計(1995)	87	20.20%	38.18%	13.62%	51.81%	1.46%	35.00%	13.62%	48.63%	75.21%	20.00%	0.00%	20.00%	24.36%	2.95%	27.31%
↓	89	17.57%	35.25%	12.86%	48.11%	1.91%	34.99%	12.86%	47.85%	60.48%	20.00%	0.00%	20.00%	21.99%	3.52%	25.51%
↓	92	23.18%	36.02%	12.84%	48.86%	1.90%	35.00%	12.84%	47.84%	68.05%	20.00%	0.00%	20.00%	23.67%	3.57%	27.23%
当社推計	97	19.09%	35.24%	12.88%	48.12%	2.32%	35.00%	12.88%	47.88%	78.59%	20.00%	0.00%	20.00%	23.26%	2.76%	26.02%
↓	98	18.31%	35.44%	13.01%	48.44%	2.79%	35.00%	13.01%	48.01%	78.91%	20.00%	0.00%	20.00%	23.24%	2.74%	25.99%
↓	99	39.62%	27.99%	11.10%	39.09%	6.36%	35.00%	11.10%	46.10%	54.02%	20.00%	0.00%	20.00%	24.12%	5.10%	29.22%
↓	2000	17.45%	28.30%	11.09%	39.39%	3.28%	35.00%	11.09%	46.09%	79.28%	20.00%	0.00%	20.00%	21.94%	2.30%	24.24%

(資料) 岩本等(1995)、日本総合研究所推計

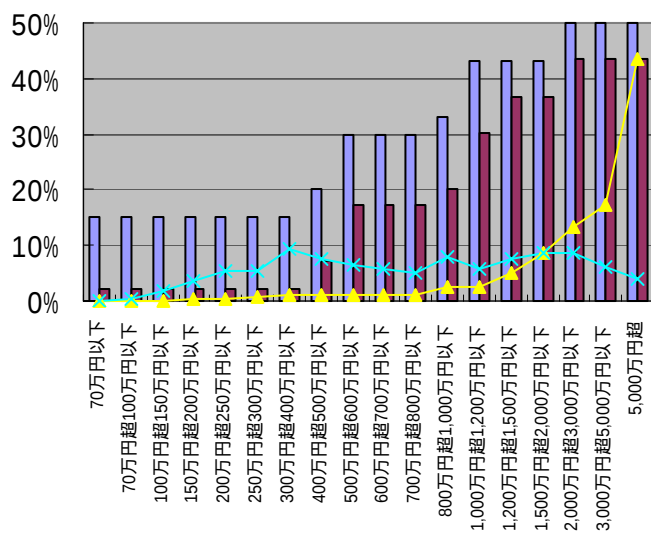
(注) 1. 原則として、岩本等(1995)の手法に従い推計。

2. ただし、岩本等と当社の推計手法は、郵便貯金分、投資信託分、諸控除の扱い等が一部異なるため、両者の厳密な比較には適さない。

3. 当社推計値は、所得税の定率減税分および総合課税の少額配当による住民税非課税分を考慮していない。

配当所得の所得階層別実効税率の推計(2000年度)

- 総合課税対象となる配当所得の実効税率は、所得階層によって大幅に異なる(2.20%～43.60%)。
- 800万円以下の所得水準では、総合課税を選択することによって利子課税よりも低い負担水準。



所得合計	適用限界税率	配当実効税率	配当所得シェア	人数シェア
70万円以下	15.00%	2.20%	0.01%	0.13%
70万円超100万円以下	15.00%	2.20%	0.03%	0.35%
100 " 150 "	15.00%	2.20%	0.13%	1.82%
150 " 200 "	15.00%	2.20%	0.28%	3.66%
200 " 250 "	15.00%	2.20%	0.45%	5.50%
250 " 300 "	15.00%	2.20%	0.54%	5.55%
300 " 400 "	15.00%	2.20%	1.06%	9.51%
400 " 500 "	20.00%	7.20%	1.03%	7.59%
500 " 600 "	30.00%	17.19%	1.11%	6.49%
600 " 700 "	30.00%	17.19%	1.23%	5.80%
700 " 800 "	30.00%	17.19%	1.26%	5.05%
800 " 1,000 "	33.00%	20.19%	2.41%	7.80%
1,000 " 1,200 "	43.00%	30.18%	2.55%	5.79%
1,200 " 1,500 "	43.00%	36.59%	4.94%	7.51%
1,500 " 2,000 "	43.00%	36.60%	8.49%	8.76%
2,000 " 3,000 "	50.00%	43.59%	13.43%	8.66%
3,000 " 5,000 "	50.00%	43.60%	17.35%	6.17%
5,000万円超	50.00%	43.60%	43.70%	3.87%

(資料) 国税庁資料等より日本総研作成

(注) 1. 本稿では、データの制約から所得階層別に適用限界税率を推計しているが、実際には同じ所得階層に区分されても適用限界税率は異なる。

2. 配当実効税率の推計値は、所得税の定率減税分および総合課税の少額配当による住民税非課税分を考慮していない。

整合性を欠く配当課税体系

- 所得税率が引き下げられた結果、全所得階層で総合課税が35%源泉分離課税の実効税率を上回る逆転現象。
- 所得合計800万円以下では、総合課税を選択することにより他形態よりも低い実効税率。
- 配当課税負担を軽減するための恣意的な納税方法の選択が可能。

(参考)配当課税制度の概要

総合課税

所得金額に基づき所得税と住民税のブラケットを適用。高額配当(1銘柄につき1回の受取配当が25万円万円超(計算期間が1年以上の時は50万円超))および中額配当(1銘柄につき1回の受取配当が5万円超25万円未満(計算期間が1年以上の時は10万円超50万円未満))の一部(所有株式数が発行済株式総数の5%以上)は、総合課税が必須。配当控除適用可。少額配当(1銘柄につき1回の受取配当が5万円以下(計算期間が1年以上の時は10万円以下))で総合課税を選択する場合、住民税は非課税。

源泉分離選択課税

中額配当の一部(所有株式数が発行済株式総数の5%未満)は、所得税については、35%源泉分離課税を選択可能。住民税は総合課税対象で、配当控除適用可。

申告不要制度

少額配当だけが選択可能。20%源泉徴収で完結、住民税は非課税。

課税形態別配当実効税率(2000年度)

所得合計	総合課税	35%源泉分離	20%源泉分離
70万円以下	2.20%	37.20%	20.00%
70万円超100万円以下	2.20%	37.20%	20.00%
100万円超150万円以下	2.20%	37.20%	20.00%
150万円超200万円以下	2.20%	37.20%	20.00%
200万円超250万円以下	2.20%	37.20%	20.00%
250万円超300万円以下	2.20%	37.20%	20.00%
300万円超400万円以下	2.20%	37.20%	20.00%
400万円超500万円以下	7.20%	42.20%	20.00%
500万円超600万円以下	17.19%	42.20%	20.00%
600万円超700万円以下	17.19%	42.20%	20.00%
700万円超800万円以下	17.19%	42.20%	20.00%
800万円超1,000万円以下	20.19%	45.20%	20.00%
1,000万円超1,200万円以下	30.18%	45.20%	20.00%
1,200万円超1,500万円以下	36.59%	46.60%	20.00%
1,500万円超2,000万円以下	36.60%	46.60%	20.00%
2,000万円超3,000万円以下	43.59%	46.60%	20.00%
3,000万円超5,000万円以下	43.60%	46.60%	20.00%
5,000万円超	43.60%	46.60%	20.00%
件数、人	345,982	285,000	59,379,000

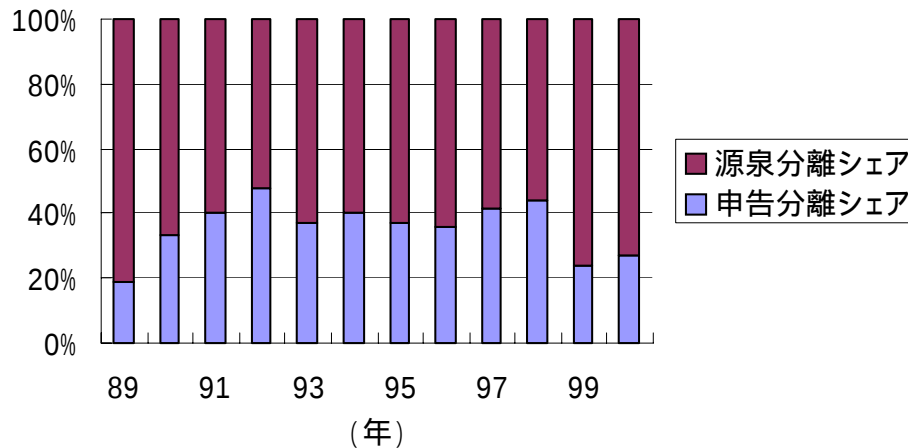
(資料)国税庁

(注)20%源泉分離課税の件数は法人を含む。

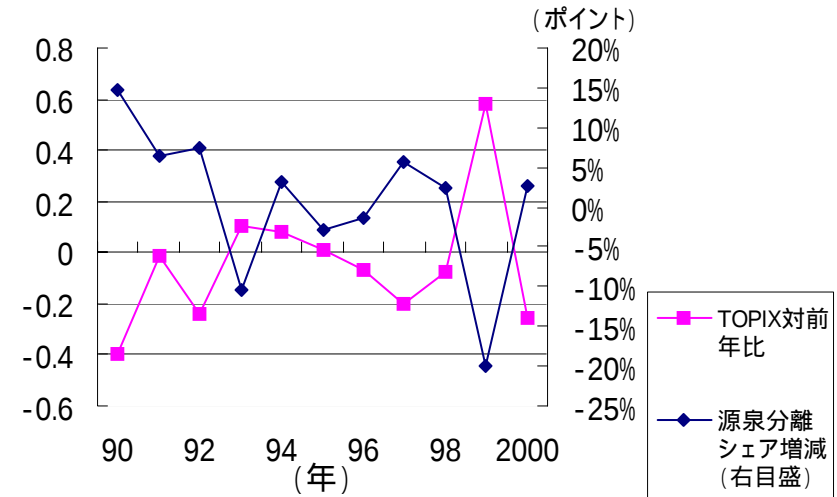
現行株式譲渡益課税(2002年12月廃止)の問題点

- みなし課税(源泉分離課税)と申告分離課税が並存→恣意的な納税方法の選択 (株価が下落すれば申告分離を、株価が上昇すれば源泉分離を選択する傾向)。
- みなし課税および不十分な損益通算、損失繰越制度は、適正な税負担を阻害(株価下落時は重課、上昇時は軽課する効果)
- 90年以降の株価変動と税収の関係は TOPIXが1%上昇すれば税収が7.7%増加

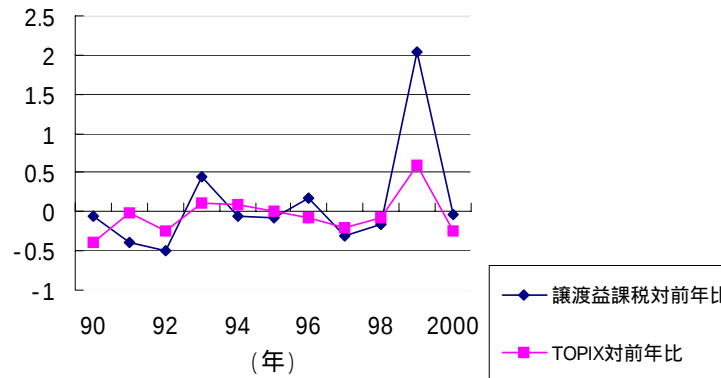
源泉分離課税と源泉分離課税のシェアの推移(税収ベース)



株価変動と株式譲渡益課税形態の関係



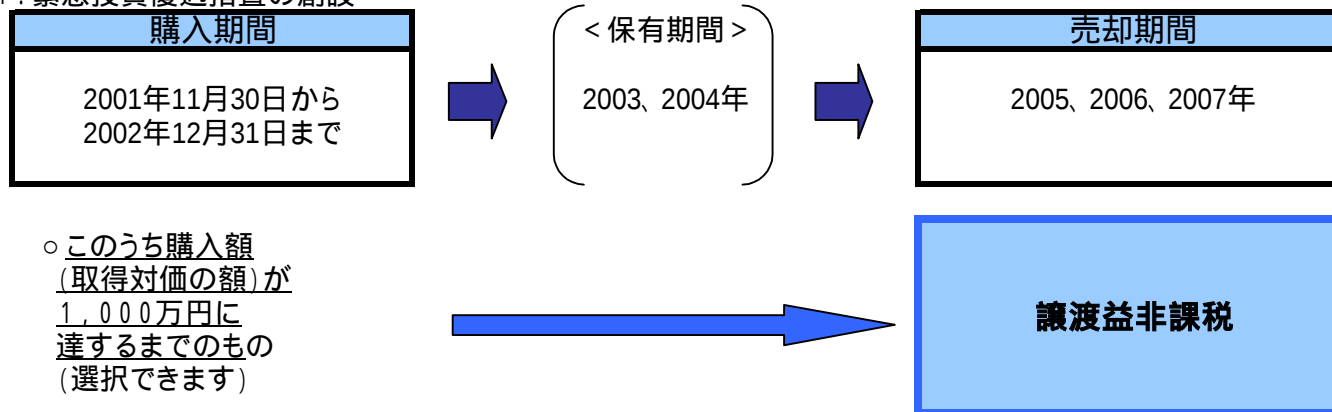
株価変動と株式譲渡益課税額の変動



証券関連税制改正の概要

- ・ 恒久的措置と時限的措置が並存。
- ・ 恒久的措置は、申告分離課税への一本化、税率引き下げ、3年間の損失繰越控除制度。

1. 緊急投資優遇措置の創設



2. 申告分離課税の見直し

- (1) 申告分離課税への一本化(2003年実施)
- (2) 申告分離課税の税率引き下げ(26% → 20%)
- (3) 譲渡損失繰越控除制度の創設(3年間)

3. 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例

- (1) 暫定税率の特例
・ 2003～2005年までの間に保有期間が1年を超える上場株式等を売却した場合、譲渡益に係る税率は10%とする。
- (2) 100万円特別控除の延長
・ 既存の特別控除の特例措置を2005年まで延長。

当面のインセンティブ税制強化策

- 当面のインセンティブ税制強化策として、以下の措置を実施。
- 株式投資信託および株式関連デリバティブの税制を、上場株式等と同様の制度に改め、優遇税制の適用、損益通算および損失繰越を可能にする。
- 緊急投資優遇措置(購入額1,000万円までの非課税措置)の適用を1年間延長し、2003年末までの購入分に適用する。
- 配当課税の軽減策として、申告不要制度の適用を中額配当(1銘柄につき1回の受取配当が5万円超25万円未満(計算期間が1年以上の時は10万円超50万円未満))の一部(所有株式数が発行済株式総数の5%未満)まで拡充する。
- 2003年度から認められる株式譲渡損失の繰越期間を、3年から5年に延長する。
- 未公開株式投資に対する優遇措置として、現行エンジェル税制の拡充および新たな投資税額控除の導入を検討する。

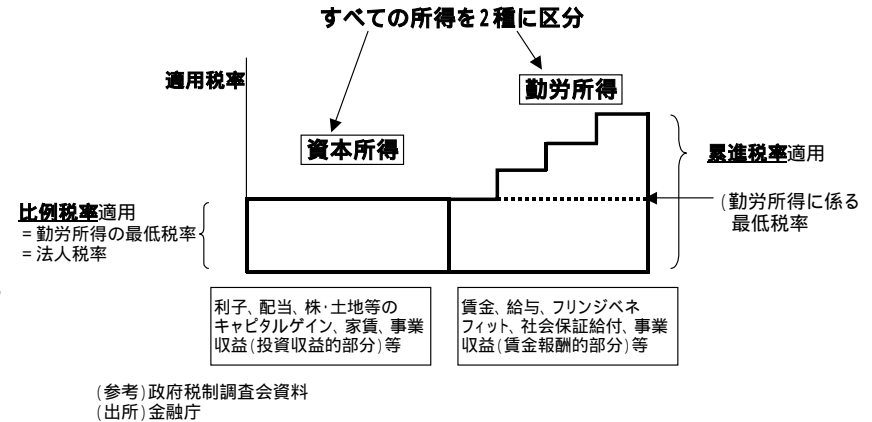
項目	内容
株式投資信託および株式関連デリバティブに係る税制	株式並み課税の適用 ・上場株式等に対する優遇税制適用 ・申告分離課税の適用 ・株式譲渡益との損益通算容認 ・損失繰越控除の容認
緊急投資優遇措置の延長	購入額1,000万円までの非課税措置の適用を1年間延長 (2003年末までの購入分に適用)
配当課税の軽減	申告不要制度の適用対象を拡充
譲渡損失の繰越控除期間	3年から5年に延長
未公開株投資に対する優遇措置	現行のエンジェル税制拡充および新たな投資税額控除制度の導入

(資料)日本総研作成

二元的所得税とは

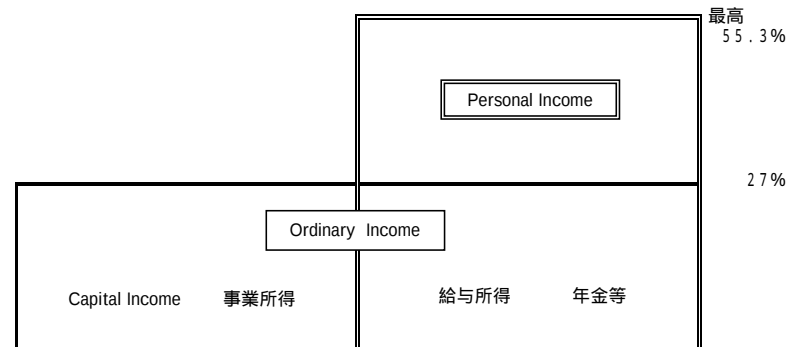
○ 二元的所得税の理論的仕組み

- 理論的には、資本所得と勤労所得等を区分し、前者を比例税率、後者を累進税率で課税する制度。
- 二元的所得税は、資本は労働よりも流動的であることを前提しており、資本取引への課税の効率性、中立性、生涯を通じた税負担の水平的公平性の確保等が図られる点で望ましいとする。
- 厳格な意味での二元的所得課税では、資本所得税率=勤労所得の最低限界税率=法人税率の水準に税率を設定。
- 北欧では、国毎に税率水準、あるいは損益通算の範囲等が異なる。
- 資本所得の対象となるのは、利子・配当・キャピタルゲイン(有価証券、土地・住宅)、年金基金の収益、持ち家の帰属家賃、不動産収入、自営業者の事業資産からの帰属収益等、の金融所得および実物資産所得。
- 借入利子とキャピタルロス、は、名目資本所得から控除される。
- 自営業者の所得は、勤労部分と資本所得部分に分割して課税するが、北欧諸国では、自営業者が会社に投資した資本の収益額(帰属収益)を算定し、残りの事業所得を勤労所得として分類する方法が採られている。



ノルウェーのDual Income Tax制度の概要

勤労所得にのみ累進総合課税を行い、資本所得については法人税率と同様の一律税率を採用。



(注) Personal Incomeに対する税率には社会保険料を含む。

(資料)政府税制調査会

北欧諸国の二元的所得課税の概要

(導入前後)

(法定税率：%)

国	勤労所得の限界税率	資本所得の限界税率	法人税率
フィンランド 93年改革前	25 ~ 57	25 ~ 57	37
改革後	25 ~ 57	25	25
ノルウェー 92年改革前	26.5 ~ 50	26.5 ~ 40.5	50.8
改革後	28 ~ 41.7	28	28
スウェーデン 91年改革前	36 ~ 72	36 ~ 72	52
改革後	31 ~ 51	30	30

(出所) 日本の資本市場と証券税制研究会編「資産所得課税の理論と実際」

(現状)

	ノルウェー	フィンランド	スウェーデン	デンマーク
勤労所得	28 ~ 47.5%	23.2 ~ 57.8%	31 ~ 56%	32.8 ~ 59.7%
資本所得	28%	29%	30%	32.8 ~ 59.7%
利子	源泉徴収なし	源泉徴収あり	源泉徴収あり	源泉徴収なし
配当	完全調整あり(インボリューション) 源泉徴収あり	完全調整あり(インボリューション) 源泉徴収あり	調整なし 源泉徴収あり	調整なし 源泉徴収あり(25%)
株式譲渡益 譲渡損の取扱い	他の資本所得から控除可 損失の繰越可	同種の所得からのみ控除可 損失の繰越可	他の資本所得から控除可 損失の繰越不可	損失の繰越不可
その他	土地譲渡益、不動産所得、帰 属家賃等を含む (譲渡益は実現ベースで課 税)	土地譲渡益、不動産所得等を 含む (譲渡益は実現ベースで課 税)	土地譲渡益、不動産所得等を 含む (譲渡益は実現ベースで課 税)	土地譲渡益、不動産所得等を 含む (譲渡益は実現ベースで課 税)
法人税率	28%	29%	28%	32%

(資料) 政府税制調査会

二元的所得税導入を巡るわが国と北欧の状況の比較

(北欧)

- 累進度合いの高い総合課税制度を採用。
- 民間貯蓄が低水準。
- 高インフレ率。
- 高水準の社会保障負担を支えるために金融税収確保が必要。
- 限界税率の高い高所得者層ほど節税インセンティブが高く、課税回避行為(借入利子控除、キャピタルロス控除を用いた税負担軽減策)が横行。
- スウェーデンでは、旧税制下(85年)において負の資産所得(損失)が高所得階層に集中、二元的所得税導入以降も個人の金融資産所得からの税収は多くの年度でマイナス。
- もっとも、所得階層別では、高所得階層の純資産所得税はプラス(97年度)となっており、高所得階層の tax arbitrage の抑制に一定の役割を果たしたとの評価。

(わが国)

- 包括的所得税論に基づき総合課税を志向しつつも、金融商品の多くが源泉分離課税。
- 約1,400兆円の個人金融資産が蓄積され、その約5割を預貯金が占める。
- デフレ状況下。
- 銀行主体の金融仲介ルートのは正、あるいはベンチャー企業等の成長企業へのリスクマネー供給の観点から、資本市場の育成が課題。
- バブル経済崩壊以降、長らく株式市況が低迷、近年では株式持ち合い解消による需給悪化傾向。
- 株式市況低迷による銀行の体力低下等から、株価対策が要請。
- キャピタル・フライト、海外での租税回避の動きはさほど顕在化していない。

二元的所得税導入を巡るわが国の論議

(肯定論)

- 金融税制の簡素化。
- 金融商品間の税制の中立性向上。
- 間接金融主体の金融システムの複線化、株式市況対策等、資本市場活性化に貢献。
- キャピタルフライト、租税回避の抑制。
- 生涯を通じた税負担の水平的公平性の確保(貯蓄への二重課税の緩和)。
- 最適課税論の部分的な援用、すなわち労働供給と貯蓄の税率感応度の格差を税率に反映させることによる経済効率性の向上。
- 法人と個人段階での税負担調整が容易(配当二重課税の是正等)。

(懐疑論)

- 北欧と日本の状況の相違に留意すべき(所得課税形態、貯蓄率、インフレ率、等)。
- 現行税制の損益通算範囲、税率見直し等で対応可能。
- 現行の商品特性毎の税率設定にも一定の理(担税力に応じて異なる税率)。
- 所得再配分機能の低下をもたらすため、垂直的公平の観点から問題。
- 個人事業主や小規模法人の事業収益を「勤労部分」と「資本部分」に分割することに伴う技術的な限界。
- 「勤労所得」と「資本所得」は本質的に異なるものではなく、また、取引形態を操作し、所得形態を変えることが可能。
- 二元的所得税の概念は、包括的所得税、支出税、最適課税論のいずれにも該当せず、理論的位置付けが不明確。
- 資本所得のうち金融所得だけを分離するのは、理論的整合性を欠く。
- 株式譲渡所得と他の所得(利子所得等)との損益通算容認は問題。

(資料)金融税制に関する研究会、政府税制調査会資料等を基に作成

二元的所得税導入の本質的意義

(当社の二元的所得税に対する基本的な考え方)

- 金融税制に過度に期待するのは禁物。二元的所得税の導入によって直ちに資本市場の活性化が実現するわけではないし、そもそも資本市場活性化を目的として導入するのではない。
- もっとも、リスク・テイク促進、金融資産間の課税の中立性確保、金融税制の簡素化等の観点から、二元的所得税導入には一定の意義。

(二元的所得税が果たすべき役割)

- 金融所得間での広範な損益通算の容認、無期限の損失繰越の容認によるリスク・テイク促進。
- 金融商品間の課税の中立性確保、所得の正確な捕捉に基づく公正な課税。
- 証券関連税制の再構築(投資信託等リスク商品を広範に対象)。
- 現行優遇措置の整理、廃止
- 将来に向けたサステナブルな税制構築(将来的なキャピタル・フライト、デリバティブを用いた課税回避行動等を考慮)。

(リスク・テイクを促進する税制とは)

- 金融所得全体での損益通算、損失繰越を容認するためには、納税者番号制度の導入による金融所得の正確な把握が不可欠。
- 資産形成過程にある投資家への施策(勤労者非課税貯蓄制度の拡充、集団投資スキーム税制の見直し)。
- 配当所得、譲渡益への比例税率課税による、資産家層の投資促進。

(金融課税の中立性とは)

- 本来、リスク、リターンが異なる金融商品を一定税率で課税する必要はないが、表面税率が異なる場合、税率見直し、あるいは税制優遇措置の付与といった議論につながりやすいため、税制のサステナビリティの観点から税率は一律とするのが望ましい。
- 併せて、特定金融商品に対する税制優遇措置は原則廃止。

日本型二元的所得税の概要

- ・「日本型二元的所得税」は、勤労所得と資本所得を分離する北欧の二元的所得税と異なり、金融所得を一元化し、分離課税する制度。
- ・二元的所得税導入以降、特定の金融商品を対象とした税制優遇措置は原則廃止。
- ・金融所得に対する税率は一律20%とし、当面、不動産は対象としない(不動産証券化商品は金融所得の対象)。
- ・法人税率、所得税の最低限界税率との水準調整は行わない。
- ・金融所得内での損益通算を可能とし、損益がマイナスとなるケースでは無期限に損失繰越を認める。
- ・預貯金の利子や配当等は、株式、株式投資信託等との損益通算が必要な場合は申告分離課税の対象とし、そうでない場合、現行同様、源泉分離課税で納税手続きが完結。

区分	従来の所得区分	現在の徴税形態	現在の税率 (%)	改革後の税率 (%)		改革後の徴税形態	源泉徴収 (%)
預貯金、公社債の利子	利子所得	源泉分離	20	15	5	源泉分離、申告分離の選択制	20
合同運用信託の収益の分配	利子所得	源泉分離	20	15	5	源泉分離、申告分離の選択制	20
公社債投資信託の収益の分配	利子所得	源泉分離	20	15	5	源泉分離、申告分離の選択制	20
上場株式等の配当	配当所得	源泉分離、総合課税	20、35、総合課税	15	5	源泉分離、申告分離の選択制	20
その他の株式の配当	配当所得	源泉分離、総合課税	20、35、総合課税	15	5	源泉分離、申告分離の選択制	20
株式投資信託の収益の分配	配当所得	源泉分離	20	15	5	源泉分離、申告分離の選択制	20
株式投資信託の譲渡益	配当所得	源泉分離	収益の分配として課税	15	5	申告分離	
上場株式等の譲渡益	譲渡所得	源泉分離、申告分離	26、売却額×1.05%	15	5	申告分離	
その他の株式の譲渡益	譲渡所得	源泉分離、申告分離	26、売却額×1.05%	15	5	申告分離	
満期保険金	一時所得	総合課税	総合課税	15	5	源泉分離、申告分離の選択制	20
公社債中途売却時の譲渡益	譲渡所得	非課税	0	0	0	非課税	
利付債の償還差益	雑所得	総合課税	総合課税	15	5	源泉分離、申告分離の選択制	20
割引債の償還差益	雑所得	源泉分離	18	15	5	源泉分離、申告分離の選択制	20
外貨預金、利付外債の為替差益	雑所得	源泉分離、総合課税	20、総合課税	15	5	申告分離	
デリバティブ取引による利益	雑所得	総合課税(株式関連)	総合課税	15	5	申告分離	

税制改革の進め方

- 現下の状況を踏まえた税制(当面の税制)とあるべき税制(中長期的な税制)を峻別。
- 当面、証券市場活性化の要請に配慮し、インセンティブ税制の強化を図る。
- 中期的(5年以上先)には、金融所得を分離した二元的所得税を導入、長期的には、資本所得(不動産所得等)を分離した二元的所得税の導入を検討。

具体的検討項目	当面(は現行税制の見直し事項)	中期的(日本型二元的所得税)	長期的(資本所得を分離した二元的所得税)
損益通算の範囲	株式、株式投資信託、株式関連デリバティブ間の損益	金融所得内	資本所得内(不動産所得等を検討)
損失繰越控除期間	3年から5年に延長	無制限	→
集団投資スキーム	株式投資信託税制見直し(上場株式等の優遇措置の適用等)	→	→
少額投資優遇制度	確定拠出型年金拡充	→	→
ベンチャー投資優遇	現行エンジェル税制拡充、新たな投資税額控除制度の導入	新たに検討	→
株式投資優遇措置	購入額1,000万円までの非課税措置の適用を1年間延長	原則として無し	→
長期保有株式への譲渡益優遇	現行時限措置	原則として無し	→
配当二重課税是正	現行配当控除制度	無し	新たに検討
課税繰延べ商品への課税	無し	保有期間を考慮した制度(遡及的課税等)を検討	→
インデクセーション	無し	新たに検討	→
勤労所得、法人税との整合性	無し	新たに検討	→
ロックイン効果軽減措置	無し	新たに検討	→
保険商品の取扱い	無し	保険料控除制度廃止	→
不動産関連税制との整合性	無し	無し	新たに検討
オーナー企業の配当所得の取扱い	現行制度	新たに検討	→
税務執行体制	現行制度	納税者番号制度導入	→

(資料)日本総研作成

損益通算、損失繰越制度の投資に及ぼす影響

- 広範な損益通算、損失繰越の容認は、投資リターンの向上および投資リスク(標準偏差)の削減に貢献し、加えて、実質税負担率(実効税率)も表面税率に近づく。

元本(資産配分)	100 (リスク資産A25、リスク資産B25、安全資産C50)			
事象	a	b	c	全体(期待値)
生起確率	60%	20%	20%	1
危険資産Aキャピタルゲインロス	10	-7.5	-10	2.5
危険資産Bキャピタルゲインロス	3.75	2.5	-5	1.75
安全資産C収益	2	2	2	2
総収益額	15.75	-3	-13	6.25
税引前期待収益率				6.25%
税引前標準偏差				12.06
損益通算、損失繰越ともに不可のケースの課税額	3.15	0.9	0.4	2.15
税引後総収益額	12.6	-3.9	-13.4	4.1
税引後収益率				4.10%
税引後標準偏差				10.84
実質税負担率				34.40%
危険資産の損益通算可、損失繰越不可のケースの課税額	3.15	0.4	0.4	2.05
税引後総収益額	12.6	-3.4	-13.4	4.2
税引後収益率				4.20%
税引後標準偏差				10.76
実質税負担率				32.80%
危険資産の損益通算可、損失繰越可のケースの課税額	3.15	-0.54	-2.42	1.30
税引後総収益額	12.6	-2.46	-10.58	4.95
税引後収益率				4.95%
税引後標準偏差				9.71
実質税負担率				20.75%
全所得の損益通算可、損失繰越可のケースの課税額	3.15	-0.56	-2.45	1.29
税引後総収益額	12.6	-2.44	-10.55	4.96
税引後収益率				4.96%
税引後標準偏差				9.70
実質税負担率				20.60%

事象	a	b	c	期待収益率
生起確率	60%	20%	20%	
危険資産A収益率	40.00%	-30.00%	-40.00%	10.00%
危険資産B収益率	15.00%	10.00%	-20.00%	7.00%
安全資産C収益率	4.00%	4.00%	4.00%	4.00%

(資料)日本総研作成

(注)1.税率は20%。

2.損失繰越によって翌期の税負担が減少すると仮定し、その部分を税引前期待収益率(6.25%)で割り引き当期に反映。

非公開企業オーナーの所得の取扱い

- 二元的所得税によって、勤労所得より資本所得が軽課されれば、非公開企業のオーナーのように報酬を任意にコントロールできる主体(いわゆる能動的オーナー)は、報酬を賃金ではなく配当ないしはキャピタル・ゲインで受け取るインセンティブが高まる。
- 北欧では、このような租税回避を抑制するため、多くの国で能動的オーナーの所得を資本所得部分と勤労所得部分に分離して課税する制度を採用。
- ノルウェーでは、能動的オーナーが所有する法人資産から得られる収益は資本所得として課税、残りの法人利潤の部分は勤労所得として課税。
- スウェーデンでは、能動的オーナーの資本所得と勤労所得の分離にあたって、株式の取得原価に帰属収益率を乗じて算定。
- フィンランドでは、ヘルシンキ証券取引所または国外の証券取引所に上場していない企業の配当を、資本所得と稼得所得に分離することを求めており、また、配当に関して、資本所得部分は純資産の15%の収益とみなし、これを上回る部分は稼得所得として課税。
- デンマークでは、能動的オーナーの所得を分割するのではなく、法人源泉の所得に対して一定額の二重課税を行うことで、賃金から配当あるいはキャピタル・ゲインへの所得転換を阻止しようとしている。
- 現状、わが国では、配当所得は原則として総合課税の対象であり、二元的所得税を導入するためには、非公開企業のオーナーの所得を、金融所得部分と勤労所得部分とに区分する措置を講ずる必要がある。

金融所得内での損益通算の影響

- 90年代の株価低迷により、損益通算を容認した場合の株式譲渡益税収推計額は、平均でマイナスになる(▲2,440億円)。
- もっとも、株式売却損益を利子・配当所得と通算したネット金融所得がマイナスとなるケースは、過去10年間で1回。

単位:10億円

年度	保有株式価格変動	株式売却損益推計 *0.5	利子所得	配当所得	ネット金融所得 + +	株式譲渡益税収推計額 *0.5*0.2	株式譲渡益税収 (実績値)	TOPIX前年比
91	▲ 2,793	▲ 1,396	33,348	2,767	34,718	▲ 279	431	-1.1%
92	▲ 37,020	▲ 18,510	28,431	2,558	12,479	▲ 3,702	214	-23.7%
93	5,103	2,551	25,512	2,383	30,447	510	308	10.1%
94	23,273	11,636	19,184	2,586	33,406	2,327	292	8.3%
95	▲ 1,256	▲ 628	16,646	2,943	18,962	▲ 126	268	1.2%
96	▲ 12,597	▲ 6,298	12,700	3,009	9,410	▲ 1,260	316	-6.8%
97	▲ 7,720	▲ 3,860	10,662	2,877	9,678	▲ 772	218	-20.1%
98	▲ 29,820	▲ 14,910	10,890	3,094	▲ 926	▲ 2,982	181	-7.5%
99	58,357	29,179	9,701	2,962	41,842	5,836	549	58.4%
2000	▲ 19,972	▲ 9,986	11,139	3,771	4,923	▲ 1,997	527	-25.5%
平均	▲ 2,444	▲ 1,222	17,821	2,895	19,494	▲ 244	330	-0.7%

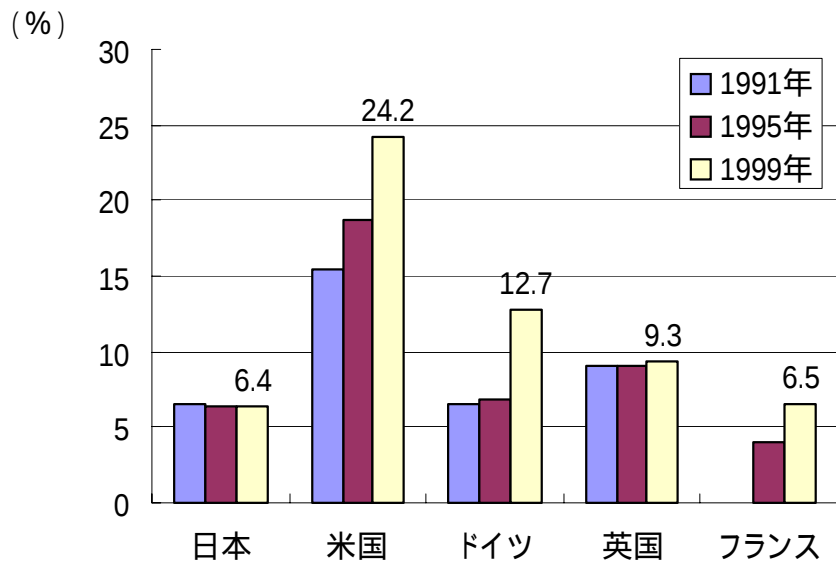
(資料)内閣府、東京証券取引所、日本銀行資料より推計

(注)保有株式価格変動の半分(0.5)が株式売却損益となると仮定(99、2000年度の年間個人売却額 / 個人保有額の平均値は0.48)。

個人による株式および投資信託の保有状況 の国際比較

- わが国の個人金融資産に占める株式および投信のシェアは、主要国に比べ低水準。
- 持合株式解消の受け皿、あるいは資本市場への長期安定的な資金供給主体として個人の活用余地。

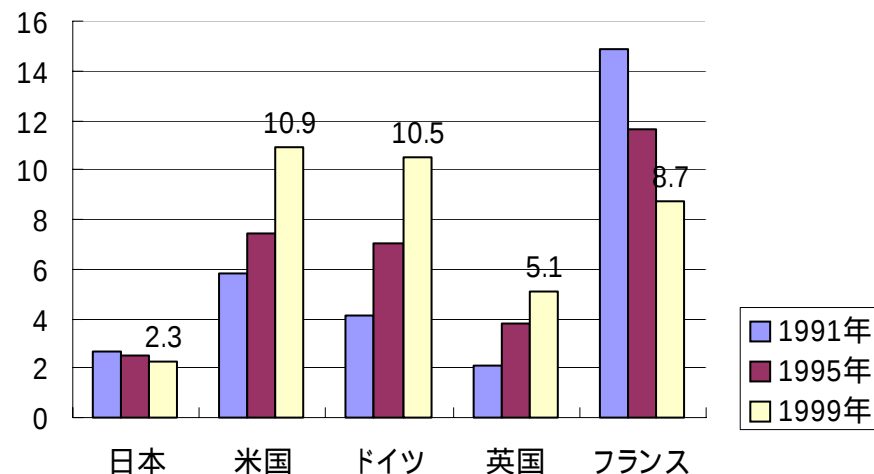
個人金融資産に占める株式の割合



(注) 年末値。ただし、日本の91、99年は年度末値。

(出所) 日本銀行「国際比較統計2000」

(%) 個人金融資産に占める投資信託の割合



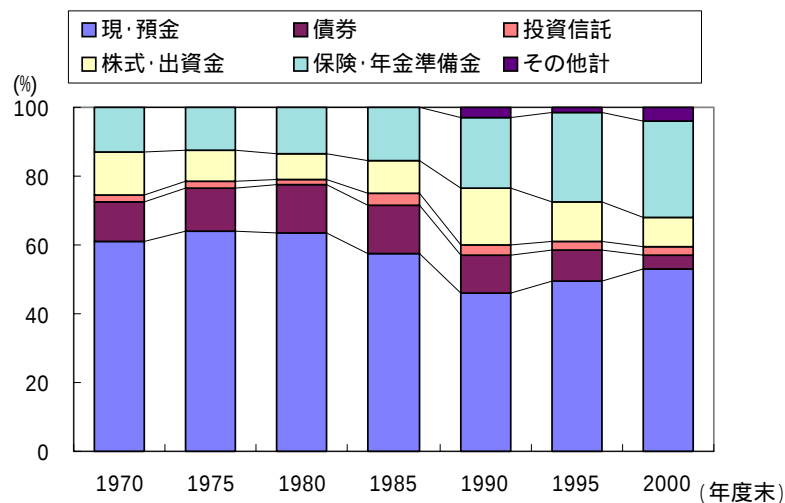
(注) 年末値。ただし、日本の1991,95年は年度末値。

(出所) 日本銀行「国際比較統計2000」

個人金融資産の日米比較

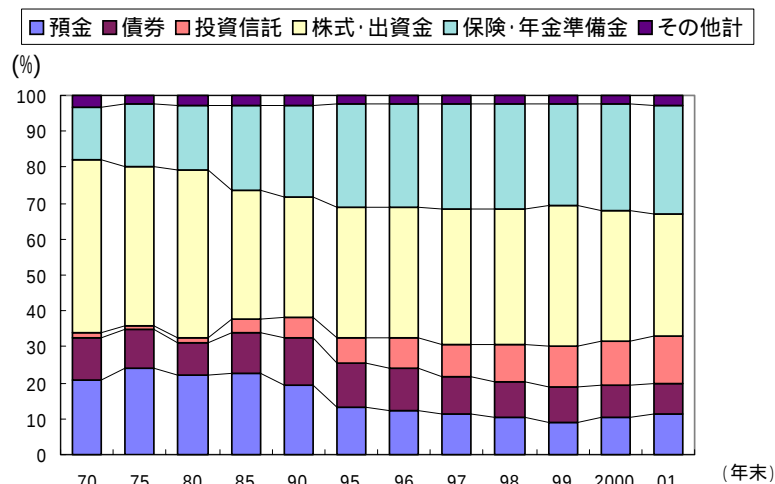
- ・日米とも株式の直接保有は、高所得階層に集中(所得水準によるリスク負担能力の限界)。
- ・米国では、株式に比べて、ミューチュアルファンド、退職勘定(401(k)プラン、IRA等)の保有層が幅広く分布。

日本の個人金融資産の種類別構成比の推移

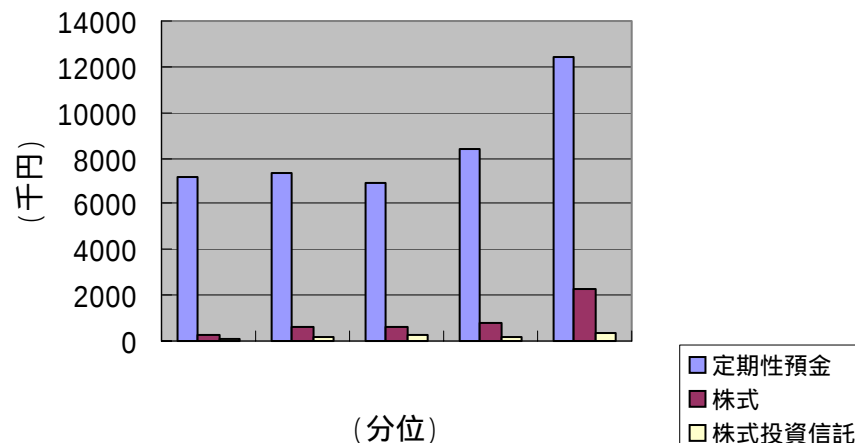


(資料) 日本銀行「資金循環統計」

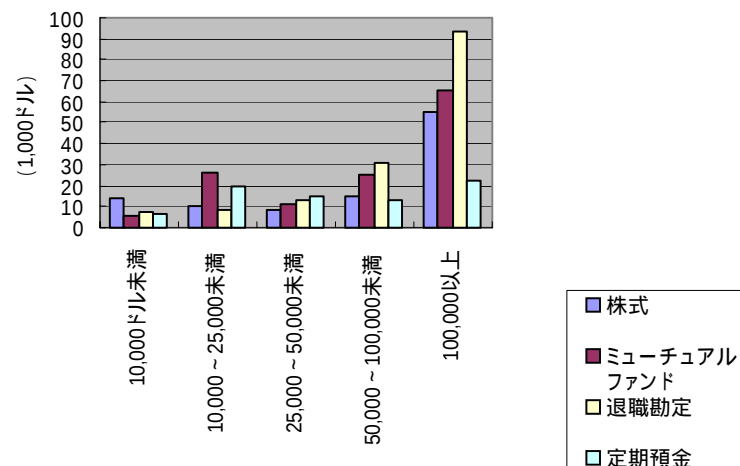
米国の個人金融資産の種類別構成比の推移



日本所得階層別金融資産保有額(2000年)



米国所得階層別金融資産保有額(98年、中位数)



日米の投資家別株式保有状況

- 米国では、個人による株式保有は趨勢的に低下、投資信託のシェア上昇が著しい。
- わが国では、90年以降、個人シェアはほぼ横這いで推移、銀行、事業法人によるシェアが依然高水準。

米国 (%)

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2001年	75-2001
個人	59.0	58.6	46.6	50.3	49.1	41.7	38.4	-20.6
年金基金等	15.6	18.5	28.0	25.1	23.2	20.1	20.5	4.9
投資信託	4.7	3.2	5.2	7.0	12.6	18.9	19.4	14.8
外国人	3.9	5.0	6.0	6.9	6.2	10.0	11.1	7.2
保険会社	4.9	5.3	5.8	4.6	5.3	6.5	7.4	2.5
その他	11.8	9.5	8.4	6.1	3.6	2.9	3.1	-8.7

(資料)FRB「Flow of Funds」

日本 (%)

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2001年	75-2001
個人	32.1	27.9	22.3	20.4	19.5	19.4	19.7	-12.4
事業法人等	27.0	26.2	28.8	30.1	27.2	21.8	21.8	-5.2
銀行・信託銀行	16.8	17.6	18.4	20.9	21.4	19.2	19.3	2.5
外国人	3.6	5.8	7.0	4.7	10.5	18.8	18.3	14.7
保険会社	14.6	16.1	16.4	15.9	14.7	10.9	10.2	-4.4
年金信託	-	0.4	0.8	0.9	1.8	5.5	6.0	-
投資信託	2.2	1.9	1.7	3.7	2.2	2.8	3.3	1.1
その他	3.8	4.2	4.6	3.6	2.7	1.6	1.6	-2.2

(資料)東京証券取引所「平成13年度株式分布状況調査の調査結果について」

米国における広義の株式保有状況

- 米国では広義の株式保有が拡大。
- とりわけ中所得階層の伸びが顕著。

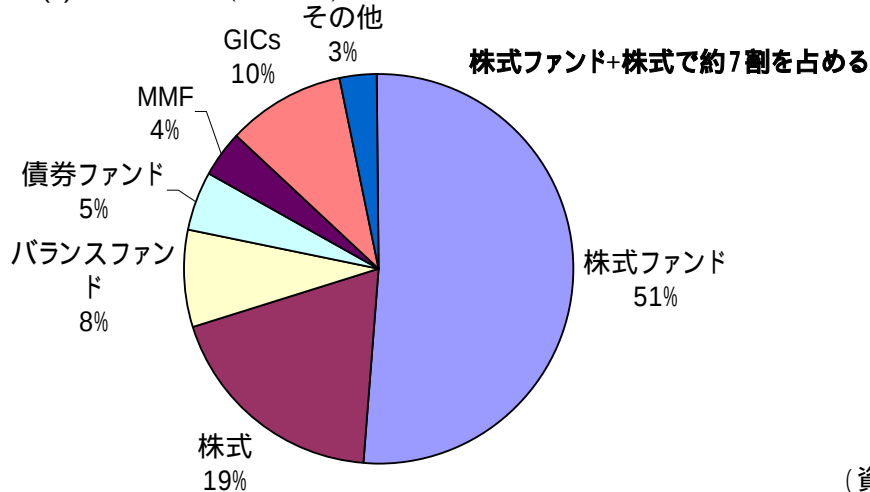
米国における広義の株式保有率の推移

	89年	92年	95年	98年	(%, ポイント) 89-98増分
全世帯	31.6	36.7	40.4	48.8	17.2
10,000ドル未満	n.a.	6.8	5.4	7.7	n.a.
10,000～25,000未満	12.7	17.8	22.2	24.7	12
25,000～50,000未満	31.5	40.2	45.4	52.7	21.2
50,000～100,000未満	51.5	62.5	65.4	74.3	22.8
100,000以上	81.8	78.3	81.6	91	9.2

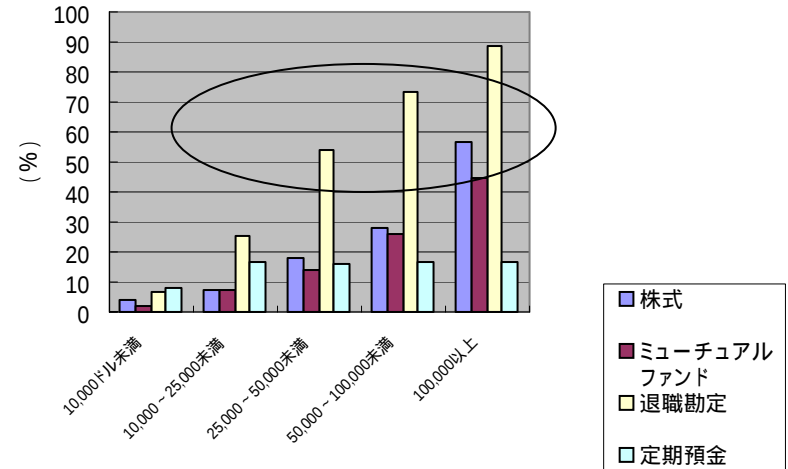
(資料)FRB「Recent Changes in U.S. Family finances :
Results from the 1998 Survey of Consumer Finances」

(注) 広義の株式保有とは、直接保有にミューチュアル・ファンド、退職勘定(401(k)プラン、IRA等)、
その他管理資産の形態で保有されるシェアを加算したもの。

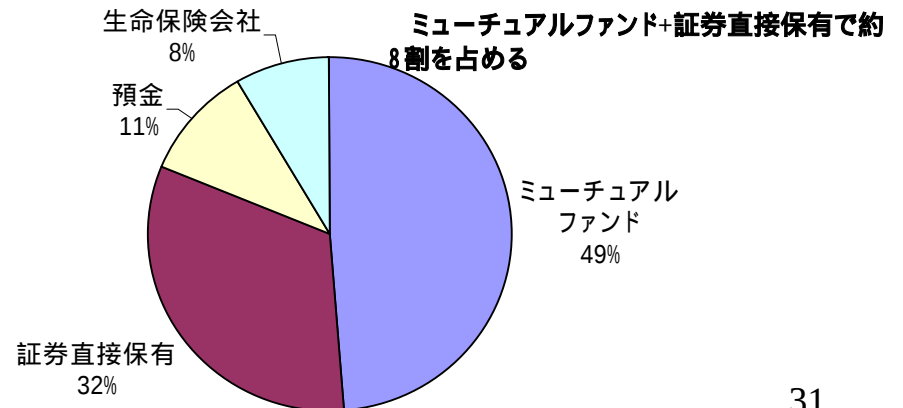
401(k)プランの内訳(2000年)



米国所得階層別金融資産保有率(98年)



IRAの内訳(2001年)



(資料) INVESTMENT COMPANY INSTITUTE ホームページ

労働所得非課税貯蓄制度拡充の必要性

- 現行制度では、労働所得からの貯蓄は、資産家の運用（譲渡益の繰延べが可能）に比べ不利な取扱い。
- 労働所得からの非課税での拠出、および運用時の課税繰延べを容認する確定拠出型年金の拡充が必要。
- 老後貯蓄を目的とした確定拠出型年金は、長期間の運用が可能のため、リスク資産への運用が高まる可能性。

（ケースA）労働者が年間100万円の労働所得を定期預金で運用するケース

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
労働所得	非課税	課税	課税	課税	貯蓄控除
利子所得	非課税	非課税	課税	-	利子課税繰延
株式譲渡益	-	-	-	課税	-
10年後の税引後 元利合計	1,258	1,006	960	965	1,006

（ケースB）資産家が2,000万円の株式を保有・運用するケース

	(ヘ)	(ト)	(チ)
譲渡益	非課税	発生ベース 課税	未実現ベース 課税
10年後の税引後 譲渡益合計	1,258	1,006	960

（資料）野口（1989）を基に日本総合研究所で試算、作成。
 （出所）新美（1996）
 （注1）単位：万円。
 （注2）税率は全て20%。投資収益率は年率5%と仮定。

日米の確定拠出型年金制度

• 米国では、2001年に“Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001”が成立し、確定拠出型年金の拠出限度額が大幅に拡大。

• わが国の確定拠出型年金は、拠出額、対象者とも米国に比して限定的なため、米国並みの拡充(拠出限度額倍増等)が望まれる。

(米国の主な確定拠出型年金制度)

- 401(k)プラン

対象者 : 民間サラリーマン

拠出限度額: 年間11,000ドル(個人拠出分、2002年度)
(企業拠出額上限は従業員報酬の25%)

その他 : 年間拠出限度額は、2006年度まで毎年
1,000ドル増額の予定(2006年度15,000ドル)。

- Traditional IRA(個人退職勘定)

対象者 : 個人

拠出限度額: 年間3,000ドル(50歳以上3,500ドル、2002年度)。

その他 : 年間拠出限度額は、2005年度に4,000ドル、
2008年度に5,000ドルに増額の予定。
IRAには、Traditional IRAのほか、拠出
時の所得控除のないロスIRA等、種々の制
度がある。

- キオ・プラン(Keogh plan)

対象者 : 中小企業オーナー、自営業者等

拠出限度額: 年間30,000ドルか年収の25%のいずれか
低い方(確定拠出型、2002年度)。

(わが国の確定拠出型年金制度)

- 企業型

企業年金なし 年間拠出限度額432,000円

企業年金あり 年間拠出限度額216,000円

(いずれも企業拠出だけが認められている)

- 個人型

自営業者 年間拠出限度額816,000円

企業の従業員 年間拠出限度額180,000円

企業年金(適格退職年金・厚生年金基金、確定給
付企業年金)、企業型年金に加入できない者を対
象。

(見直し後のわが国の確定拠出型年金制度)

- 企業型

企業年金なし 年間拠出限度額864,000円

企業年金あり 年間拠出限度額432,000円

(新たに個人拠出を容認し、企業拠出と合算)

- 個人型

自営業者 年間拠出限度額1,632,000円

企業の従業員 年間拠出限度額 360,000円

企業型年金を利用していない者を対象。

参考文献

- 岩本康志、藤島雄一、秋山典文[1995]、*「利子・配当課税の評価と課題」*、『フィナンシャル・レビュー May-1995』、大蔵省財政金融研究所
- 金融税制に関する研究会[2002]、*「今後の金融税制のあり方について - 「二元的所得税」をめぐる議論の論点整理を中心として - 」*
- 金融庁[2002]、*「平成15年度税制改正要望項目」*
- 国枝茂樹[2002]、*「二元的所得税について」*、『財経詳報 2002.8.25 No.2307』
- J・E・スティグリッツ著、藪下史郎訳[1996]、*「スティグリッツ公共経済学 下 租税・地方財政・マクロ財政政策」*、東洋経済新報社
- 新美一正[1996]、*「わが国有価証券関連税制の改革に向けて」*、『Japan Research Review 1996.3』
- 日本銀行金融研究所[1993]、*「増補・改訂 日本金融年表（明治元年～平成4年）」*
- 同 [1995]、*「新版わが国の金融制度」*、日本銀行金融研究所
- 日本証券業協会[2002]、*「今後の金融・証券税制のあり方について」*
- 同 [2000]、*「詳説現代日本の証券市場2000年版」*
- 馬場義久[2001]、*「スウェーデンの個人資産所得税制」*、『租税研究』、日本租税研究協会
- 同 [2001]、*「Dual Income Tax 論と金融所得税制の改革 - スウェーデンの経験を踏まえて - 」*、日本の資本市場と証券税制研究会編[2001]、*「資産課税の理論と実際」*、日本証券経済研究所
- 林宏昭[2002]、*「どう臨む、財政危機下の税制改革」*、清文社
- ビーター・バーチ・ソレンセン編著、馬場義久監訳 [2001]、*「北欧諸国の租税政策」*、日本証券経済研究所
- 森信茂樹[2000]、*「課税所得課税の今日的課題」*、IFMP Discussion Paper Series(No.00A-02-01)
- 同 [2001]、*「日本の税制 グローバル時代の「公平」と「活力」」*、PHP研究所
- 同 [2001]、*「21世紀の金融・証券税制を考える(上)、(下)」*、『月刊資本市場2001.11 No.195、2001.12 No.196』
- 同 [2002]、*「「二元的所得税」議論の示唆するもの」*、『経済セミナー 9月号No.572』、日本評論社
- 同、*「証券税制を考える」*国際税制研究 No.7
- 米澤康博[1990]、*「わが国における株式キャピタル・ゲイン課税がもたらす凍結効果の推定」*、石弘光編『わが国における資本所得課税の実態』、日本経済研究センター
- 政府税制調査会各資料